

## 災害時における物資の供給に関する協定書

向日市（以下「甲」という）とレンゴー株式会社新京都事業所（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、向日市内で地震、風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、甲が被災者等への物資供給と避難所における生活環境の整備を円滑に行うため、乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

**第2条** 甲が乙に対して供給を要請することができる物資は次のとおりとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う商品

（協力要請及び手続）

**第3条** 甲は災害時に、物資等を確保する必要があると認めたときは、乙に対し、前条に定める物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項の要請は文書にて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときには可能な範囲で応じるものとする。なお、当該の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給の見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡し）

**第4条** 乙は前条第2項により甲が指定した場所に物資を運搬し、甲の職員に引き渡すものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

3 乙は、物資の引き渡し後、速やかに文書にて甲に報告するものとする。

（費用の負担）

**第5条** 乙の物資供給にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生の直前における価格を基準として、甲と乙が協議の上、算定するものとし、物資引渡しまでの運搬にかかる費用その他の経費を含むものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に乙に対し、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（平時からの協力）

**第6条** 乙は、甲が実施する防災訓練等へ業務に支障をきたさない範囲で参加するなど、平時から協力体制を構築するものとする。

（期間及び改廃）

**第7条** この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が、この協定を改正し、または廃止しようとするときは、その3か月前までに相手方に文書をもって通知しなければならない。

2 協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（協議）

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定す

る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地  
向日市長

乙 京都府長岡京市勝竜寺八反田1番地  
レンゴー株式会社新京都事業所  
事業所長

<様式第1号>

年 月 日

レンゴー株式会社新京都事業所 御中

## 物資供給要請書

向日市長

災害時における物資の供給に関する協定書第3条第2項に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

<物資の概要>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所（納入場所）
- ・引渡日時（納期）

<備考欄>

<様式第2号>

年 月 日

向日市長 様

## 物資供給報告書

レンゴー株式会社新京都事業所

災害時における物資の供給に関する協定書第4条第3項に基づき、次のとおり物資の供給について報告します。

<物資の概要>

- ・品目
- ・数量
- ・引渡場所（納入場所）
- ・引渡日時（納期）

<備考>